

## 損害賠償裁判「第2回人証尋問」開かれる！ 秋にも結審が出るのか！？

4月19日第2回人証尋問が福岡地方裁判所で開かれました。今回も九州各地から多くの方が裁判傍聴されました。

証人尋問では、徳重さん、宇佐さん、吉川さんがそれぞれの立場で、主張されました。

### 主な人証尋問での主張点

- ◎ 正社員のとくと嘱託再雇用社員となった後の業務の違いが無い。
- ◎ 業務内容が同じなのに責任の度合いは同じ。
- ◎ 基本給や期末手当が大幅に減額となり生活が苦しい。
- ◎ 扶養手当や住宅手当が支給されないのは納得出来ない。
- ◎ 所属組合の中で、十分な議論や説明を受けていない。

### 被告代理人(会社側)より主な尋問内容

- ◆ 高齢者対応の業務があるのではないのか。
- ◆ 緊急呼出し等の扱いについて。
- ◆ 訴訟に至る経緯について。
- ◆ 扶養者の有無や住宅ローンの有無について。
- ◆ 組合役員をされているのか。



### 「傍聴記」として

- 被告代理人は前回と同じく、高齢者行路等、緊急呼出し、転勤等会社が配慮していることを尋問されました。今回の特徴は、扶養者や住宅ローンの有無などが追加されています。関係のない質問ばかりです。

**秋にも結審が予想されます。**

**引き続き支援・連帯の輪を広げていきましょう！**